

高槻勤労者山岳会 規 約

第 1 章 名称及び事務所

第1条 本会は高槻勤労者山岳会（略称 高槻労山）とよび、所在地を高槻市芥川町 3 丁目 11-3 に置く。

第 2 章 目的および活動

第 2 条 本会の目的は、次の通りとする。

1. 「安全に、楽しく、安く」を目指し、その実現に必要な登山技術の向上と、安全対策の知識を深める。
2. 登山活動の前提である自然を大切にし、生活文化の向上と、健全な精神を養う。

第 3 条 本会は第 2 条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 「ハイキングから冬山まで」を活動目標にし、山行を通じて、会員の登山技術、登山マナーの向上を図る。
2. 必要に応じて室内集会を持ち、学習、交流、親睦の場とする。
3. 山行には、内容、力量等を考慮しながら、会員外の人々に参加を呼びかけ、会員の拡大に努める。
4. 登山及び登山に関する諸団体と、友好・協力の関係を保つ。
5. 定期的に機関紙を発行する。
6. 遭難の防止・救助を行う。
7. 日本勤労者山岳連盟、大阪府勤労者山岳連盟に参画し、その催す行事に協力する。
8. その他、本会の目的達成に必要な自治体などに対する交渉、街頭宣伝・署名活動・カンパ活動等の諸活動を行う。

第 3 章 組 織

第 4 条 本会は日本勤労者山岳連盟、大阪府勤労者山岳連盟、（以下、両連盟を併せて単に連盟と称する）の加盟団体である。

第 4 章 会 員

第 5 条 本会規約を認める限り、誰でも入会することが出来る。

②入会者は入会に際し、会費を入会月から翌 3 月分を納入するものとする。

③一旦入金された会費は、脱会をしても返金しない。

第 6 条 会費の額は総会で決定する。

第7条 会費未納の限度は1年とし、その期日を過ぎた後、納入催促に対し応答のない会員は、会員たる資格を失う。

第8条 会員は総会で決議権を持つ。

第9条 会員は規約を守り、本会の発展、団結強化を図る。

②会員は連盟及び本会の催す行事に自主的、積極的に参加するように努める。

第10条 次の各項目の一以上に該当する会員は、運営委員会の事実確認の上除名する。

- (1) 本会の信用を著しく傷つけたとき
- (2) 本会に金品の被害を弁明の余地なく与えたとき
- (3) その他、運営委員会が除名相当と認めたとき

第11条 会員の退会は自由である。

第5章 役員

第12条 本会は次の通り定期総会において役員を選出する。

会長1名、事務局1名、監事1名、運営委員若干名。

②運営委員会は運営に必要な専門分野を定め、運営委員がそれらの専門部を分担する。

③会長代理は運営委員会で定める。

第13条 会長は本会を代表し、会の活動を統括する。

②会長に不測の事態があるときは、会長代理がその職務を代行する。

第14条 事務局は運営委員会が円滑に進められるように努める。

第15条 監事は何時でも会計帳簿及びその関連書類の閲覧をし、又は運営委員会に対し、会計に関する報告を求める事が出来る。

②監事は運営業務及び財産の状況を調査することができる。

第16条 運営委員の任期は次期定期総会迄とする、但し再選は妨げない。

第17条 運営委員の欠員補充は運営委員の推薦で行うことができる。

②補充せる運営委員の任期は次期定期総会迄とし、再選は妨げない。

第6章 機関

第18条 本会の最高決議機関は総会である。

②定期総会は年一回とし、本会事業年初一ヶ月以内に行う。

③三分の一以上の会員が要求したとき、または運営委員会が必要と認めたときは、一ヶ月以内に会長は臨時総会開催を通知するものとする。

第19条 総会では少なくとも次の事項を決議しなければならない。

1. 事業報告及び事業計画(決算報告及び予算を含む)
2. 会員から徴収する年会費の額
3. 役員を選出

第20条 総会は会員の二分の一以上の出席で成立し、出席人数の過半数で議決する。但し、出席には委任状出席を含む。

第21条 運営委員会は会長、事務局及び運営委員により構成される。尚、運営委員会が特に指名した会員を運営委員会に参加の要請をすることが出来る。

②運営委員会の議長は会長とする。

③運営委員会は定期開催する。但し、会長又は三人以上の運営委員が運営委員会開催を要請した場合は、事務局は臨時に運営委員会を開催することができる。

第22条 会員の遭難救助、他団体からの救助要請対応については、別に定める。

②別の定めのない場合は、緊急に対応できるよう、運営委員会で決定する。

第7章 財政

第23条 財政は高槻勤労者山岳会財政部（略称、財政部）が担う。

第24条 本会の財政は会費、事業収入、その他寄付金等で賄う。

第25条 財政主担当の運営委員は監事の監査を受けた当事業年度決算案、及び運営委員会の決議を経た次事業年度予算案を定期総会に提出し、承認を得なければならない。

第26条 会計年度は2月1日より翌1月末日までとする

第8章 附則

第27条 此の規約の変更は、総会の決議を経なければならない。

②ただし、所在地の変更は運営委員会の決定にゆだねる。

2022年3月20日 高槻勤労者山岳会第54回総会

規約改正の記録

1969年7月21日 制定

1981年4月5日 一部改正

1982年4月11日 一部改正

1984年3月25日 一部改正

1989年4月2日 一部改正

1991年4月7日 一部改正

1997年4月6日 一部改正し、改稿。改正要旨：別紙1

2022年3月20日 一部改正し、別紙1を削除